

2009年11月9日

北九州市長 北橋 健治 様

北九州市教育委員会委員長 川原 房榮 様

日本共産党北九州市会議員団

団 長 石 田 康 高

先の総選挙で、国民は長年続いてきた自民・公明政権に厳しい審判を下しました。

わが党は、この結果を日本の政治にとって前向きの大きな一歩であり、新しい歴史のページを開くものと考えます。同時に、民主党を中心とする新政権のもとで、「国民にとってよいことには賛成、悪いことには反対するとともに問題点を正す」という立場で、国民のくらしと福祉、日本の平和を守る政治への前進をはかるために、国政でも市政でも全力を尽くす決意です。

国民が自公政権にノーの審判をくださったのは、国民の暮らしから安心と希望を奪ったからにはほかなりません。社会保障の分野では、後期高齢者医療制度や障害者自立支援法等によって、最も支援を必要とする人々が排除されてきました。雇用では、働く能力も意欲もあるのに、仕事につけず、ついた人も低賃金で働かされ、モノのように使い捨てられる事態となっています。農業も中小企業、零細業者も衰退させられ、多くの国民がくらしも経済も、未来への展望も描けなくなっており、こうした政治からの転換を国民が求めた結果といえます。

北九州市の2009年度予算では、経済不況を反映して法人市民税は54億円減、固定資産税等は地価下落等で13億円減となり、市税収入は73億円減になると推計しており、税収減は深刻であります。また、過去の大型開発によって膨れ上がった公債費は、元利合計で1,844億円に上り、市財政を深刻に圧迫するものとなっています。

ムダな大型公共事業に国民の厳しい目が注がれていますが、本市では引き続き「北九州空港連絡鉄道」や第2関門橋等、採算のとれない大型公共事業を2010年度の国への要望項目でも最重点及び重点事項として提案しています。

一方、200億円の収支改善を旗印に、市立門司病院への指定管理者導入、小学校給食における民間委託拡大、直営保育所の民間移譲など、市民の医療や福祉を削る「行財政改革」によって市職員を8,000人にまで削減する計画をすすめています。

わが党は、こうしたことにより地方自治体の本来の役割である「住民の福祉の増進をはかる」事業が大きく損なわれ、市民サービスが後退することを強く懸念しています。

本市の2010年度予算編成にあたって、わが党は不要・不急の大型事業を中止・凍結し、税金のムダ使いをなくすこと、公共事業は福祉施設や学校等、市民にとって真に必要な生活密着型の事業に限定するなど、予算配分を根本から変えること、及び今年7月の豪雨災害による被害の復旧や防災対策や新型インフルエンザ対策など、市民のくらしと福祉を守るとともに、市財政の健全化のために全力をつくすこと等を求め、本要望書を提出致します。

◎ 優先して取り組むことを求める重点要望

- 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止するよう、国に強く求めること。
- 介護保険制度について、保険料軽減制度の改善、市独自の介護サービス上乘せなど、抜本的な改善をはかること。
- 新型インフルエンザについて、予防及び感染者の重症化を防ぐための啓発、医療体制の確保に万全を期すこと。
- 国民健康保険料を、1世帯2万円以上引き下げること。
- 市民のいのちと健康を守る市の公的責任にもとづいて早急に市立病院の医師確保をはかり、市民が安心して受けられる医療供給体制を整えること。
- 子どもの医療費を、当面小学校6年生まで通院、入院ともに無料化すること。さらに、近い将来中学校卒業まで拡大すること。
- 市立小・中学校の学級編成は30人以下を基準とし、必要な教職員を増員すること。
- 貧困と格差の広がりのもとで子どもと教育にその影響が及んでいることが社会問題化している今こそ、子どもの貧困化を真剣に把握し、すべての子どもの学習権を保障するため、教育費父母負担の大幅削減をはかること。
- 中小企業の仕事と雇用確保のため、支援を強めること。公共事業は、教育、福祉、市営住宅など市民生活に直接役立つものに限定し、地元中小企業への発注率を金額ベースで9割以上に引き上げること。
- 市内に進出する企業に対して市の助成等を行う場合は、正規雇用を交付条件とすること。
- 「環境モデル都市」を標榜する市として、市内大企業に温室効果ガス削減の踏み込んだ目標を提起し、地球温暖化防止対策を積極的に推進すること。
- 市として「非核平和都市」を宣言し、平和の大切さを内外に発信すること。
- 職員8000名体制への人減らしは、市民サービス低下につながるものであり見直すこと。
- 北九州空港アクセス鉄道構想など、採算のとれない大型事業は凍結すること。

◎市民の医療と福祉を守るために

■高齢者・障害者福祉の充実による安心のまちづくりへ

<高齢者福祉>

長年、社会のために貢献してきた高齢者ならびに障害をもつ市民が、健康で安心して生活できるよう保障することは、国とともに自治体の責任でもあります。

政令指定都市のなかで最も人口の高齢化が進行している本市において、毎年市が実施している「市民意識調査」の結果、「高齢社会対策の推進」が昨年も第一位となり、14年連続して最も切実な市民要望となっています。一方、市の高齢社会対策への取り組みは評価が低く、市民の要求に応えていないことを示しています。

高齢者を大切にする市政への転換が強く求められています。

- (1) 国に対し、後期高齢者医療制度をすみやかに廃止するよう強く求めること。
- (2) 高齢者の社会参加を促進するため、路線バス、モノレール等の公共交通機関を対象とする敬老優待乗車証の発行等、施策を充実させること。
- (3) 訪問給食サービスを拡充し、高齢者などの食の確保を図るとともに、孤独死防止対策の一環として機能させること。
- (4) 緊急通報システムの設置基準を見直し、対象を拡大すること。
- (5) 家庭・職場など、日常生活の場からバリアをなくすとともに、公共交通機関など移動手段の整備・拡充を図るなど、高齢者福祉計画、障害者福祉計画を見直すこと。
- (6) 敬老祝い品制度を元に戻し、敬老行事補助金の見直しを中止すること。
- (7) 国に対し、誰でも月額5万円が支給される最低保障年金を創設し、支払った保険料に見合う額をそれに上乗せする二階建ての年金制度への改正を求めること。

<介護保険>

介護保険制度の見直しによって、保険料の大幅引き上げと「介護予防強化」の名目によるサービス利用抑制、「ホテルコスト」や「食事代」などの負担増が強行され、施設からの退所やホームヘルパー利用を中止するなど、利用者と家族は各種介護サービスの利用の抑制を余儀なくされています。

本年4月に要介護認定方法の見直しが実施されましたが、その後の実施状況についての検証の結果、いくつかの項目についてバラツキが拡大しています。また、中、重度者の割合には大きく変化はないものの、非該当、軽度者の割合が増加しました。この間経過措置の後、新たに今年10月1日より認定調査員テキストが一部修正され、見直しが行われましたが、まだ不十分です。

本市の制度において、サービス利用抑制の結果として生じた積み立て金の一部を使い、今年度の保険料は基準額で平均月額300円の引き下げが行われましたが、依然として負担は加入者に重くのしかかっています。介護保険料の引き下げを求める声は依然として切実です。

- (1) 介護保険制度の改悪による車いす、介護ベッドの取り上げ、家事援助サービスの停止をやめ、必要な人が、十分サービスを受けられるよう、国に改善を求めること。当面、市として独自に必要なサービスを確保する対策を実施すること。
- (2) 介護保険料の減免制度を改善し、国の負担増政策に苦しんでいる市民の負担を引き下げること。
- (3) だれもが、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護サービスの利用料減免制度を創設すること。
- (4) 特別養護老人ホーム、小規模介護老人福祉施設など増設をはかり、極めて遅れている地域密着型サービスを推進するとともに、在宅福祉サービスの充実を図ること。
- (5) 地域包括支援センターは、スタッフを増員し、住民の声を反映したものとなるよう、充実をはかること。各区に地域包括支援センター運営協議会を設置すること。
- (6) 介護従事者の育成と研修によるサービスの向上をはかるとともに、人材確保のために生活できる賃金の支給と労働条件の改善をはかること。
- (7) 訪問介護者が効率的に働けるよう、訪問介護時の路上駐車について安全対策上支障のない範囲で規制を緩和するよう関係機関にはたらきかけること。
- (8) 要介護認定に関する新しい制度への移行によるサービスの後退等が懸念されるため、利用者に不利益が生じないよう、市として検証をおこなうこと。

＜障害者福祉＞

障害者自立支援法の施行後、応益負担について2度の見直しが行われましたが、依然として多くの障害者が障害者福祉サービスを利用することができない事態が続いています。

応益負担は障害が重い人、所得が少ない人ほど負担が重くなるもので、福祉の理念に反するものであり、「生存権の侵害」でもあります。

市として、まず障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きるための新たな法制度を作るよう、国に対して強く求めること。また、障害を持つ人が安心して生活できるよう市独自の対策を講じることを求めるものです。

- (1) 障害者自立支援法が、障害者に負担増・サービス利用中断などをもたらしており、同法をすみやかに廃止するよう、国に強く求めること。障害者福祉における応益負担と、事業者の経営を苦しめている報酬の日額払いを、ただちに廃止するよう国に強く求めること。
同法が廃止されるまでの間は、市独自の負担軽減策を充実させること。
- (2) 重度障害者医療費給付制度の所得制限をなくすこと。県に対して精神障害者医療給付制度について、精神障害者手帳2級まで対象とするよう求めること。本市独自の上乗せとして入院も対象にし、一部負担金はとらないこと。
- (3) 65歳から74歳までの重度障害者医療を後期高齢者医療制度への加入を条件とする運用は国の指導に従い、見直すこと。
- (4) 障害者が地域で生活出来るよう、グループホームなど必要な施設を設置すること。
あわせて、地域での社会参加やスポーツなどの余暇活動を保障するために、余暇活動

を行っている団体やボランティアなどへの支援を行い、障害者の社会参加を促進する体制を整備すること。

(5) 障害者小規模共同作業所に対する補助金の増額や、安定した運営への支援を拡充すること。

(6) 国に対して、障害基礎年金の支給額を増額するなど、制度の改善を求めること。

(7) 障害をもつ子ども達の早期診断と、幼児期から成人期にかけてのリハビリを担う医療機関として北九州市立総合療育センターを充実させること。

①必要な医師の確保をはかること。

②順次、医療機器の更新を行い、機能を充実させること。

③性別、年齢の区別なく同室のショートステイ専用床は、人権とプライバシーを守るためにただちに改善すること。

④併設の発達障害者支援センター「つばさ」については、職員を増員すること。

(8) 市の西部地域にも、現在の北九州市立総合療育センター及び発達障害者支援センターと同様の機能を有する施設を整備すること。

(9) 精神障害者の公共交通機関等の料金割引制度を拡充すること。

■市民のいのちと健康を守る、医療の充実したまちづくりへ

だれでも安心してかけられる医療の実現、健診受診率の向上や健康相談等を通じて病気の早期発見・早期治療を促進する等、市民の健康を守る市の施策が求められています。

本市の国民健康保険加入者は、高齢者と低所得者が多く、所得に対する保険料負担率は政令市のなかで最高レベルです。

本年6月末現在、保険料が払えないために21,493世帯(短期証を含む)が正規の保険証を交付されておらず、前年同時期より増加して加入世帯全体の13.2%を占めています。また、リストラ、解雇によって被用者保険から国民健康保険へ移行する就労所得のない加入者も増えており、「高すぎる保険料」の引き下げがますます切実な要求となっています。2008(平成20)年度の国民健康保険特別会計決算では、例年と比べて保険給付費(一般分)は約63億円もの使い残しを計上しており、それを保険料引き下げに回せば1世帯約2万円の保険料引き下げの条件があることが明らかになりました。

後期高齢者医療制度は、重たい保険料負担、高齢者への差別的な医療内容など、極めて問題のある制度であり、さきの総選挙でもその廃止を求める世論が示されました。

市議会でも、「廃止を含めたより抜本的見直しを求める意見書」が可決されており、市としてその声に応えることを強く求めるものです。

福岡県が福祉医療制度(乳幼児医療費、重度障害者医療費、母子家庭等医療費)の改定をおこなったために、自己負担導入や寡婦医療制度の廃止など後退がおこっており、市として、県に対し制度を後退させないよう強く求めるとともに、独自の補完制度や負担軽減策を実施することが求められています。

また、全国的に新型インフルエンザが猛威をふるっています。本市においても予防と

重症化を防ぐ対策が強く求められており、市民のいのちと健康を守るうえで、重大な行政上の課題となっています。

- (1) 新型インフルエンザについて、予防及び感染者の重症化を防ぐための啓発、医療体制の確保等、あらゆる手立てを尽くすこと。その取り組みをバックアップするために、現行の市内1カ所の保健所体制から西部地域に設置して2ヶ所体制とし、保健師の増員や業務の見直し等を行うこと。
- (2) 国民健康保険加入者の保険料負担を軽減するために、当面一世帯2万円以上の引き下げを行うこと。
- (3) 国民健康保険料の減免制度を、加入者の実態に合ったものに改善すること。医療費の一部負担金減免制度を抜本的に改善するとともに、制度の周知を徹底すること。
- (4) 半年の保険料滞納で、機械的に国民健康保険証を取り上げることはやめること。払いたくても払えない世帯については、正規の保険証を交付すること。とくに子育て中の家庭からの保険証とりあげは絶対にしないこと。
- (5) 市民の健康づくりの取り組みをすすめるため、特定健診・がん検診体制の改善、自己負担の無料化や個別健診の促進、保健相談・指導の充実を図ること。また、それを担うスタッフとして、市の保健師を増員すること。
- (6) 国保から後期高齢者医療制度への移行で保険料負担増となった世帯に対し、当面市独自の減免制度を創設すること。保険料滞納世帯に対する資格証明書・短期保険証の発行はしないこと。
- (7) 後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、その対象者に対する「はり・きゅう施術」の補助制度を継続すること。
- (8) 市民のいのちと健康を守る市の公的責任にもとづいて、市立病院を充実させること。
 - ① 八幡病院を中心に各市立病院が、夜間休日・急患センター及び民間医療機関と連携して、市民の救急医療のニーズに応えられるよう、体制を充実すること。
 - ② 結核医療を含む感染症対策をはじめ、市民の多様な医療ニーズに応えられるように、深刻な医師、看護師不足を解消するための医療従事者の確保と処遇改善へ全力をあげる。また、医師不足による休診科・病棟を急いで解消すること。
 - ③ パンデミック（新型インフルエンザ感染爆発）に対応できる病床や薬剤の確保など必要な準備を行うこと。
 - ④ 不採算医療など民間医療機関ではできない課題に対応するため、財政上の課題となっている病院事業会計への公営企業法の全面適用を除外すること。
 - ⑤ 指定管理者制度を導入した市立門司病院について、地域住民を交えた評価委員会を設置して、運営上の課題等について検討を行い、改善すること。
 - ⑥ 総合母子周産期医療センターの新生児集中治療管理室の拡張と人員配置を改善すること。
- (9) 夜間休日急患センターの深夜帯の診療を再開すること。市立八幡病院の小児救急センターについては、診療体制と施設の見直しを行い、患者の受診環境を改善すること。
- (10) 九州厚生年金病院を、公的医療機関として存続させるため必要な対策を講じること。

- (11) 国に対して、B型・C型などの肝炎感染者・患者救済のために「肝炎患者支援法」を早急に制定するよう強く求めること。県に対し、拠点病院の早期設置を強く求めること。

また、市として患者に対する医療費の支援制度創設を検討すること。

- (12) 県に対して、寡婦医療制度を存続するよう強く求めること。

■行き届いた福祉施策で、一人の餓死者も出さないあたたかい市政の実現を

- (1) 憲法25条および生活保護法の趣旨に基づき、市民が安心して、必要な医療を受け、生活できる保護行政に改善すること。
- (2) 予算編成にあたっては、抑制された世帯類型別保護人員の掘り起こしや生活困窮世帯の保護捕捉率の調査を行い、十分に余裕ある予算を組むこと。
- (3) 相談者・受給者への人権を尊重した対応や援助、就労支援など、本来の意味での自立支援に取り組むため、ケースワーカーを増員すること。現業員一人当たり80ケース（2009年度当初）の担当数は、精神疾患・障害など担当ケースの実情に合ったものに改善するとともに、申請意思あるすべての相談者の申請受付に対応できるよう余裕ある人員体制に改善すること。
- (4) 生活困窮者やホームレスへの援助を強めること。生活保護の適用と医療単独扶助の促進、緊急入院した場合の日常生活費の支給、救護施設やホームレス自立支援センターの人員増など、その機能を拡充するとともに、雇用相談などを充実すること。依然として路上で保護を受給している人がいる現状を改善するため、住宅入居の支援など対策を強化すること。
- (5) 市の公的役割と責任を明確にした孤独死防止対策を実施すること。
- (6) 国に対し、老齢加算を復活するよう強く求めること。また、生活扶助基準の引き下げや高等学校等就学費や学習支援費を削減しないよう求めること。また、10年間据え置かれている生活保護費の引き上げをはかるよう求めること。
- (7) 精神疾患や障害のある人など、専門知識を要するケースに対応できるよう、専門職を配置すること。
- (8) 生活保護の面接にあたっては、相談者の立場に立って、親身に対応するとともに、保護の必要な人に保護の申請を援助すること。面接にあたっては、「手引き」を遵守した適切な対応に努めること。申請に対する審査期間は、法の規定にもとづいて2週間以内を守ること。生活保護申請に至らなかった人のうち、孤独死を防ぐための見守りが必要な人に対しては、必要な人員を配置して、状況の把握と支援を実施すること。
- (9) 今年4月に門司区で発生した39歳男性の孤独死事件について、市として検証を行うこと。

◎安心して子育てができる環境づくりに全力をあげること

若い世代にとって、仕事と子育てを両立させるなど、安心して子育てができる環境づくりが強く求められています。

また、いじめ・不登校・高校中退など、子どもたちを取り巻く環境は、依然として深刻な状況が続いています。

こうしたなかで、病気になったら安心してかかる医療、多様化する保育ニーズへの対応、ゆとりがもてる教育環境の充実等が求められています。

<医療>

- (1) 子どもの医療費を、当面小学校6年生まで通院、入院ともに無料化すること。さらに、近い将来中学校卒業まで拡大すること。
- (2) 国に対し、公費による妊婦無料健診事業を2011年度以降も継続するよう強く求めること。また、すべての受診者の自己負担をなくすこと。
- (3) 国に対し、季節性インフルエンザ、新型インフルエンザ、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン等の予防接種を無料化するよう求めること。当面、市の施策として負担軽減措置を講じること。

<保育>

- (1) 保育行政を拡充すること
 - ① 行政が直接、保育事業を行うことは、市民の子育てのニーズを直接把握し、子育て支援のノウハウを蓄積する上で重要です。民間の認可・認可外保育所に対する指導援助を含め、全体の保育事業の質の向上のためにも、これまでの実績は十分に生かされなければなりません。今後とも行政の保育事業に対する責任を果たすため、市直営保育所を守り発展させ、その地域の拠点保育所とすること。
 - ② 延長・一時保育などを市直営保育所でも行い、病児保育や病後児保育を必要な地域で実施すること。
 - ③ 共働きの夫婦を支援するために、民間保育所だけでなく市の直営保育所においても産休明け保育を実施すること。
 - ④ 認可外保育所への財政的な援助や、子ども達への直接的な支援を行い、保育条件の整備を図ること。また認可外保育所のうち、認可保育所の条件を満たしているところについては、認可保育所とすること。
 - ⑤ 子ども達の体調の変化や、アレルギー対応など、保育現場で保育士と調理員のコミュニケーションが十分取れるように、直営保育所の調理業務の民間委託を中止し、すでに民間委託している保育所は直営に戻すこと。
 - ⑥ 公立保育所の施設については、早急に耐震化を実施すること。また、エアコン未設置の部屋では、夏場の室温が連日30度を超える状態が続いているため、公立保育所の全ての部屋に、エアコンを設置すること。
 - ⑦ 保育所の(3歳児以上の)主食持参については、夏場での食中毒の危険や、冬場で

はご飯が冷たく固まってしまうなど、良好な食事環境とはいえません。公立保育所で完全給食を実施し、民間保育所においても、完全給食実施の援助をおこなうこと。

- ⑧ 北九州市の保育料の軽減率は政令市でもっとも低く、保育料の負担は重くなっています。政令市で最も低い市民所得を考慮し、保育料の大幅な引き下げを行うこと。

(2) 学童保育クラブの充実を行なうこと。

- ① 登録児童が71名以上となっている大規模化している校区においては、平成22年度末までに複数設置を行い、施設を充実させること。
- ② 委託料を増額して指導員の複数配置を保障すること。
- ③ 障害児の受け入れを進めるために、現在、一名以上から支給している、障害児加算を受け入れ人数に応じて増額すること。
- ④ 学童保育クラブについて、入所を希望する留守家庭児童数が10名以上となっている現在の市の設置基準を見直し、1クラブの児童数5名以上としている福岡県の設置基準に準ずるものに改善すること。
- ⑤ 放課後子ども教室と学童保育クラブを一体化する市の計画は、中止すること。

<教育>

- (1) 競争教育をなくし、全ての子どもたちがわかる授業、いじめをなくす教育を実現するために、小・中学校とも順次1クラスの人数を30人以下に改善するための条件を整備すること。

- (2) 教員管理のための教員評価システムや、競争教育に拍車をかける学校評価システムを廃止すること。文部科学省が2006（平成18）年度に実施した教員勤務実態調査で、超過勤務が月平均80時間以上となっている教職員の深刻な勤務の実態を、抜本的に改善すること。

(3) 教科内容等について

- ① 全国いっせい学力テストの中止を求め、参加はしないこと。
- ② 学習内容を押しつけるのではなく、学校現場の裁量を拡大し、学校の教育活動を支えるための教材費や国基準未達成の図書費の充実など、条件整備を進めること
- ③ 全国一斉体力テスト、『心のノート』にかかわる予算を計上しないこと
- ④ 市費嘱託講師の待遇改善を行うこと。

(4) 子どもの可能性を伸ばすための人員配置を進めること。

- ① 小学校に専科教員（音楽・体育・理科の実験など専門的知識を有する教員）を配置すること。
- ② 本を読む楽しさを伝えるため、小・中学校に図書司書を来年度から計画的に配置すること。司書資格など職員の専門性を前提とすること

- (5) 学習障害（LD）及び注意欠陥多動性障害（ADHD）の児童・生徒の発達を保障するため、専門家の配置など取り組みを強めること。また交付税を活用して、特別支援教育支援員を全校に配置すること。

(6) 特別支援教育を充実させること。

- ① 学校の増設、学級の増設・整備をはかるとともに、専門職の配置など人員体制を

強化すること。特に、増えている知的障害児の小倉南特別支援学校などを分割し、学校を増設すること。

② 特別支援学校が、地域において特別支援教育のセンターとしての役割を果たすために、人的配置等の条件整備を前倒しですすめること。

(7) 子どもたちの食育に責任をもった学校給食を実施すること。

① 小学校給食の民間委託を中止し、直営を守ること。

② 給食用食器を陶器・強化磁器などに改善すること。

③ 現在の東西2分割となっている統一献立を各区単位に変更し、地元農産物を活用した、安全でおいしい給食の取り組みを進めること。

④ 中学校完全給食を自校直営方式に改善し早期に実施すること。中学校完全給食の実施に当たっては、教員の意見をよく聞いて、栄養士などの人的配置を行うこと。

(8) 学校の施設整備を行うこと。

「スクール・ニューディール構想」の推進等として、学校耐震化、特別支援学校の教室不足の解消などに昨年の2・6倍の2775億円を盛り込み、耐震化の対象ではIs値0・5以上の施設も含めるとしたことは評価できるものです。

① 中学校の教室暖房に続き、小・中学校の冷暖房化をすすめること。

② 危険な箇所への修繕や老朽校舎の改築とともに、遅れている耐震補強を急ぐこと。

3年半計画の耐震診断・改修をさらに前倒しするとともに、当面、国基準のIs値0・5までを計画化し、さらにそれ以上の施設も含める計画をつくること。

③ 避難場所でもある学校施設等のバリアフリー化をすすめること。

(9) 父母負担の軽減をはかること。来年度政府予算概算要求の初等中等教育局関係は、新規に高校奨学金事業などの充実・改善に455億円、幼稚園就園奨励費補助に255億円等、全体で767億円の増額となっています。制度改善も見込みながら、

① 保護者の病気、失業、リストラ等の緊急事態にも即応できるよう、就学援助制度を改善・充実すること。制服代・部活動費・めがね代等内容の充実をはかること

② 政府は特別支援教育にかかわる就学奨励費について、対象の拡大のための必要経費を精査中であり、本市の父母負担につながらないよう努力すること。

③ 給付制奨学金の創設のため、国に要請するとともにまず本市奨学金から実現すること。無利子奨学金の枠を拡充すること。

④ 私学（私立幼稚園含む）助成を拡充し、公私の格差是正をすすめること。

⑤ 高校への希望者全員入学への移行を国に要請すること。

⑥ 自己負担となっている小学校の練習帳、ドリル等は無償配付とすること。

(10) 市の知的財産として、北九州市立大学の充実・発展のために支援を強めること。

来年度政府予算概算要求の財政投融资計画として国立大学の授業料等免除枠の拡大、奨学金事業の充実も盛り込んでいることは重要です。

① 教育・研究条件を向上させるため、専任教員の増員、研究予算の充実をはかること。そのための交付金を当初計画通り充実させること。

② 経済的理由で学業継続が困難な学生を支援するため、授業料免除制度創設等先行する国立大学並みの制度とすること。入学金・授業料は当面据え置くこと。

- ③ 開かれた大学として、その成果を地元還元するための取り組みを強めること。
産学連携は地元の中小・零細企業の実態を踏まえ中小零細の経営危機打開に貢献すること。
- ④ 卒業生の地元での雇用をふやすため、市内企業への積極的な働きかけを行うこと。
- (11) 北九州市立高等学校の充実をはかること。
 - ① 高校教育にかかわる費用負担をなくし、実質無料化を実現すること。
 - ② 教員の労働条件、生徒の教育条件の改善をすすめること。
 - ③ クラブ活動の振興のための支援を強めること。
- (12) 教育的観点から、小・中学校の夜間警備については、有人警備を復活し、機械警備を見直すこと。

＜権利保護等＞

- (1) 市内に、児童自立支援施設を設置すること。シンナー、薬物乱用など、青少年の非行防止のため、必要な対策をとること。
- (2) 子育て世代の住宅確保を支援するため、市営住宅の増設や、家賃補助などの拡充をはかること。
- (3) いじめや児童虐待への対策を強化するために、次期の本市「次世代育成行動計画」の策定に当たっては、特に児童相談所の充実、児童養護施設の拡充をはかること。また、一時保護所の体制を充実するとともに、専門家を交えた検討委員会を設置して、その立地を含めたあり方を検討すること。
- (4) 子どもの権利オンブズマンを設置し、子どもの問題全般に積極的に取り組むこと。
- (5) 市民に開かれた教育行政を進めるため、教育委員の準公選制の導入を検討すること。
- (6) 児童扶養手当制度については、収入に応じて減額される現行制度を元の制度に戻すよう国に強く要請すること。

◎市民の知恵と力を活かすまちづくりを

■仕事と雇用を生み出し、地域経済を元気にする施策の展開を

本市を取り巻く経済状況、とりわけ雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。国に対して実効ある対策の早急かつ継続的な実施を求めるとともに、市としても独自に、緊急の雇用創出事業の実施などをはじめとする雇用対策を行うことを求めます。

言うまでもなく北九州経済の主役は中小企業です。事業所数で99.1%（2006年「企業・事業所統計」に基づく推計）、従業者数で78.7%（同）を占めている市内の中小企業に活力を与えることが、北九州の地域経済を活性化する決め手です。

地域経済の再生にむけ、老朽化した小・中学校の建て替えや耐震化の早急な実施、不足している市営住宅や福祉施設の増設など、公共事業を市民生活に直接役立つものに切り替え、融資対策や販路拡大など、地元中小企業振興のため、有効な対策を取ることが急務となっています。

また、大企業の身勝手なリストラ、下請けいじめが、労働者と地元中小企業に打撃を与えています。行政として、大企業に社会的責任を果たすよう求めることが重要です。

企業の誘致とその進出が地元中小企業の振興や正規雇用の創出等、真に地域経済の再生に波及効果をもたらす施策の実施を強く求めます。

- (1) 企業誘致インセンティブの助成金・補助金の交付については、以下の点を踏まえて実施すること。
 - ① 制度そのものが過度な財政負担とならないようにすること。
 - ② 補助金交付にあたっては、進出企業が補助金支給額を超えるだけの経済効果をもたらすか否かを、事前に外部有識者が審査する制度を設けること。審査結果を原則として市民に公表すること。
 - ③ 補助金の交付を受けて進出した企業が撤退もしくは財産の売却をした場合には、補助金の返還を求めることができる規定を設けること。また、地域に対する説明を義務付けること。
 - ④ 市内に進出する企業に対して助成等を行なう場合は、正規雇用を交付条件とすること。
 - ⑤ 景気の冷え込みで利用状況が落ち込んでいる「国際物流特区企業集積特別助成金」についてはあり方を全面的に見直し、投資額などの要件を地元中小企業が利用しやすい制度に改めること。
- (2) 北九州経済の土台である、地元中小企業の育成・振興を強力に推進すること。
 - ① 「中小企業振興基本条例」を制定すること。その運用に中小企業者、市民、有識者の声を反映させるため、(仮称)「北九州市中小企業振興協議会」を設置すること。
 - ② 中小企業支援センターを充実・強化し、高度な技術・情報力をもつ企業に協力を求め、地元中小企業の振興に役立てること。
 - ③ 中小企業が、高額な工作機械や測定機器を安い費用で利用できるように、マシニングセンターや放電加工機、三次元測定機などを備えた施設を整備すること。
- (3) 「リストラアセスメント条例」をつくり、大企業の進めるリストラ(合理化)計画を把握するとともに、それが地域経済に悪影響を及ぼさないよう規制・指導を行うこと。
- (4) 市内の全事業所訪問による実態調査を行い、中小企業・商店の支援を強化すること。
 - ① 市として、技術向上や販路拡大に向け、ホームページ作成支援や、技術・情報データベースの充実に取り組むこと。
 - ② 市の中小企業向け制度融資について、融資を申し込んだ中小企業に市の規定以上の書類提出を求めたり、金融機関が市の制度融資をプロパー融資のように取り扱ったりすることのないよう、取り扱い金融機関に対して十分指導・監督すること。あわせて、審査等の手続きについては迅速に行なうよう指導すること。
 - ③ 中小企業融資の受付窓口を、各区役所に設けること。北九州市独自の直貸し制度、現行の融資制度の貸し付け枠の拡大及び、借り入れ分の利子補給や返済猶予、各種制度融資の利子引き下げなどを検討すること。
 - ④ 既存業者も対象に含めた中小企業団地、レンタル工場の施策に取り組むこと。

- ⑤ 小規模事業登録制度、住宅リフォーム助成事業を創設し、零細事業者への支援をおこなうこと。
- (5) 公共事業は、浪費型の大型事業を全面的に見直し、特別養護老人ホームなど福祉施設や市営住宅の建設、教室冷暖房、学校施設の耐震化、河川の改修をはじめとする整備・改築など、市民に直接役立つ生活密着型に転換すること。市の福祉・医療・教育施設の工事、物品等は、基本的に100%地元企業発注をめざし、公共事業全体における地元中小企業への発注率は金額ベースで9割以上に引き上げること。また、人件費を含め、受注企業への適正な発注を確保するため、公契約制度の創設を検討すること。下請企業が採算割れするような事態を生じさせないよう、適正な単価設定を行うこと。
- (6) 中高年者の就業機会を増やすため、ハローワークなど関係機関との連携を強めるとともに、シルバー人材センターをいっそう充実させること。公園や遊休地等の除草・清掃、廃品・古紙の回収等、公的緊急失業者対策事業を起こすこと。
- (7) 地元農林水産業の振興のため積極的な対策を講じること。
- ① 食料自給率の向上にむけ、農家が安心して生産に励める条件を保障するために、生産コストをカバーする農産物の価格保障と、それを補う適切な所得補償を組み合わせた制度の構築を国に働きかけること。
- ② 地元農林水産物のブランド化を推進し、販路の確保や契約栽培の拡大を進めること。
- ③ 生産・保冷・流通に必要な施設整備とともに、地元特産物の農産加工への支援を強化するなど、都市型農林水産業の総合的な振興と後継者対策に取り組むこと。そのためにも、農業関係者から強い要望の出ている（仮称）西部農業総合センターの設置を急ぐこと。
- ④ 地産地消や食の安全を重視した地域づくりをすすめるためにも、直売所や産直販売などの地域の自主的な取り組みを積極的に支援し、農業者と消費者の共同を広げること。地元農林水産物を活用した豊かな病院給食、学校給食など地産地消を促進すること。
- ⑤ 農地法等の改正に伴い、役割・責任が格段に重くなる農業委員会について、職員の配置増をはじめとする体制強化と予算確保を急ぐこと。
- (8) 若者の正規雇用を拡大し、将来に展望が持てる雇用環境を実現すること。
- ① 市内民間企業等に対して、地元高校・大学卒業者等の正規雇用採用枠の拡大等を働きかけること。
- ② 市職員の年齢構成などを考慮し、将来を見据えた新規採用をすすめること。
- ③ 社会福祉支援策の充実によって、福祉分野での労働力確保を図り、若者の雇用の場を広げること。
- ④ 関係機関と連携し、偽装請負、サービス残業等の根絶に向けた改善に取り組むこと。
- ⑤ 労働法を解説したパンフレットなどを、高校・大学卒業生および新成人に配布し、青年労働者の権利を守る取り組みを支援すること。
- (9) 市場・商店街への支援を強めること。
- ① 大型小売店の無秩序な出退店を規制し、既存の市場・商店街の活性化をはかること。

- ② ファックスを利用した高齢者などへの「宅配事業」をはじめ、市場・商店街の共同事業や行事を支援すること。また、消費者の利便性を高め、人が集まる街づくりをすすめるため、駐車場、広場、公園、コミュニティセンター、行政施設等を整備すること。
- ③ 空き店舗の実態把握と情報提供を行ない、有効活用と創業者支援を強化すること。

■地球環境を守り、自然を大切にする、市民参加の住みよいまちづくりを

鳩山首相は、9月22日の気象変動サミットで演説し「温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減する」という、日本の新たな中期目標を国際舞台で初めて公約しました。記者会見では「一部の産業界」から反対の声が上がっているとの認識を示す一方で、「この約束が守られなければ、人間の存在が脅かされる」として排出量削減の必要性を改めて強調しました。

本市において、二酸化炭素総排出量の69.2%を産業部門が占めています（2006年度調査）。しかも、この部門では1990年度と比べて、12.6%も増加しています。

本市の『環境モデル都市』の看板が、内実を伴ったものであるかどうかは、最大の発生源である産業部門に対して「温室効果ガス削減」を強く働きかけ、国の温室効果ガス削減政策を積極的にリードするような成果をあげ得るにかかっています。

また、これまで本市は、“なんでも焼却”を前提にした、大型のゴミ焼却施設の建設をすすめてきました。ところが、ゴミの減量化や地球環境を守る気運が高まる中で、ゴミの焼却量は年々減少しています。

今後いっそう幅広い市民の協力を得て、ゴミ排出抑制・リユース・リサイクルを促進してゴミの減量化をはかるとともに、「地球温暖化物質削減」の取り組みなど環境保全を重視し、市民の健康と安全を最優先する環境行政に転換することを求めます。

- (1) 地球温暖化対策を実効あるものとするため、2020年までの「温暖化物質」の短期削減目標を定め、産業界との協定の締結、削減実績の報告を求めるなどその具体策を強化すること。
- (2) ゴミ減量化に本格的に取り組むこと。
 - ① 製造者責任の徹底と過剰包装の抑制などで、ゴミ減量化を進めること。
 - ② 市の責任において、古紙の回収とリサイクルの取り組みを強化すること。
 - ③ 市民の協力により、いっそうのゴミ分別収集に取り組み、ゴミの減量化とリサイクル・リユースを推進すること。
- (3) ゴミ処理と減量化の公的責任を明確にすること。
 - ① 「北九州市民環境行動10原則」を見直し、市民、NPO・ボランティア団体、企業、教育機関と連携し、市が中心となって環境保全に取り組むこと。
 - ② 家庭用ゴミ袋を無料に戻すこと。
 - ③ 粗大ゴミ（大型ゴミ）の収集手数料を無料にもどすこと。また、各環境センター・事務所を窓口として、市民からの申し込みにもとづきすみやかに戸別収集すること

を原則とすること。

- ④ バス停、公園などに公共のゴミ箱を設置し、市の責任と市民参加によるまち美化を進めること。
- (4) 光化学スモッグ、降下ばいじん、自動車排ガス、悪臭対策を強め、クリーンな大気を実現するため日常の観測などを強めるとともに、ばいじんなどの排出企業に対して早期の改善を強く求めること。特に、石炭や鉄鉱石などのストックヤードやベルトコンベアによる運搬時の飛散については、密封型に改めるなど緊急に改善をさせること。また、監視・調査体制を強化するとともに、企業への指導情報を市民に公開すること。
- (5) ダイオキシンをはじめとする化学物質、アスベスト、内分泌かく乱物質（環境ホルモン）などの実態調査と情報の公開を行い、必要な対策を実施すること。
- (6) 曾根干潟など自然環境をまもり、生態系保全の計画をつくること。
- (7) 安定型産業廃棄物処分場周辺住民からの内部告発や、苦情などが本市に寄せられ、「安定型なのに、なぜ硫化水素が発生するのか」などの声が上がっており、改善すること。
 - ① 事業者に対して、安定五品目以外の搬入禁止を厳しく指導し、展開検査を徹底させること。
 - ② 臭いや、硫化水素濃度の測定に当たっては、敷地境界での値ではなく、処分場内での値を測定すること。
 - ③ 産廃処分場から発生している、硫化水素濃度や、調整池のBOD・CODなど、市民の健康にとって重要な値は、市民に公開すること。
 - ④ 高濃度の硫化水素が発生している処分場に対しては、その原因を調査し、解消を求めること。
 - ⑤ 安定五品目以外の埋め立て処分を行っている業者に対しては、違反埋め立て物の撤去を求めるとともに、その原因の調査結果と、責任の所在を市民に公開すること。
- (8) 洞海湾の水質及び底質の改善対策、ひびき灘の企業埋立地等の土壤汚染対策を実施すること。
- (9) PCB処理施設への他県からの持込を中止し、安全性を最優先に見直しを行うとともに、再び市内のPCBを含む機材が大量に放置・無管理状態にならないよう、個数・場所・保管状況を徹底調査すること。
- (10) 保育所・学校など、市の施設に太陽電池パネルの設置を推進し、地球温暖化防止に努めること。
- (11) 市域内の大型「開発行為」に当たっては「環境アセスメント」を厳格に実施し、議会に中間報告を行い、市政だよりなどに結果を公表すること。
- (12) 本市では、門司区を中心に採石が広く行われているが、環境破壊・健康破壊について緊急に改善すること。
 - ① 採石により、広大な自然が破壊されており、産業と環境の両立を提唱する本市として、環境の保全と回復について早急に対策を実施すること。
 - ② 採石にともない、大量の粉じんが、作業者や、地域住民の健康を脅かしており、健康診断・健康調査・啓発を徹底するとともに、企業の責任を明確にしたうえで、健

康被害を最小限に抑えるための施策を行うこと。

- ③ 採石場やその搬出場周辺は、大量の粉じんが舞い、道路・住宅・草花・河川・海岸が汚染されており、採石場外の汚染を厳しく取り締まること。

(13) 住民の声を生かした街づくりを行なうこと。

① 黒崎地域の再生のための施策を講じること。

- ・ 文化交流拠点地区（年金病院跡地）に設置予定の文化ホール・図書館などの整備を急ぐこと。
- ・ 八幡西区役所は、最大の集客施設であり、設置計画を具体化すること。
- ・ 定住人口の増加のため、市営住宅や民間住宅の設置を促進すること。
- ・ 行政施設・医療機関・商店街と周辺居住地を連絡する、地域循環バスを市の責任で走行させること。
- ・ 商店街の再生のために、空き店舗対策など、抜本的な支援策を講ずること。

② 折尾地域の開発について

- ・ J R の連続立体交差事業は、関係者の声を生かし、促進すること。
- ・ 8 本の幹線道路の新設・拡幅計画は、連立事業に係わる事業に限定し、それ以外の計画は、見直し、あるいは凍結すること。
- ・ 区画整理事業は、反対者の声を生かし、見直すこと。
- ・ 歴史・宗教施設を、関係者の意思を尊重し、保存すること。

③ 空港跡地の開発については、地元住民の声を生かし、エリア内に、公園・文化施設・スポーツ施設など、憩いの空間を整備すること。

④ 陸上自衛隊城野分とん地の跡地利用については、文化・スポーツ施設などの公共施設を建設すること。また、U R 城野団地の一部集約化と一体にすすめること。

■交通体系を整備し、市民の足を守ること

(1) 経営改善計画の3年目目標を達成した市営バス事業について、新たな計画策定においては、市民の足を守る使命を果たすため、不採算路線の走行に対して、一定のルールを策定の上、必要な補助を実施して経営の安定をはかること。また、運転部門の職員採用を平成8年度から中止しているために、職員の年齢が最低40歳、最高が50歳となり、職員全体に占める嘱託率が80%にもなっている労働環境を改善するために、新規の正規職員の採用を行うこと。

(2) 交通結節点の混雑解消、バス停、電停、J R 及びモノレール各駅のバリアフリー化を進めること。

(3) 交通不便地域や、市場・商店街、官公庁、医療機関等を巡回する地域循環バスを市の責任で運行し、市民の足を守ること。おでかけ交通に対する運営補助を行なうこと。

(4) 国道3号黒崎バイパスについて、全体工事の早期実現を図ること。

(5) 新若戸道路の早期供用を図ること。

若戸大橋及び新若戸道路の通行料の無料化を実施すること。

(6) 若松区安瀬交差点を中心とした渋滞緩和策を講ずること。

- (7) 都市計画道路 12 号線の八幡西区浅川台地域の路線を見直し、水巻町に連携する道路計画に変更し、早期に事業化すること。
- (8) 関門トンネルの渋滞解消のため、関門橋の料金値下げを要請すること。
- (9) J R 日豊線の踏み切りの渋滞緩和のための道路の整備、城野地域の小倉南区と小倉北区をつなぐ歩道の拡幅と車道の整備を行うこと。

◎憲法を精神を活かし平和と人権を守るまちづくりのために

■市民の安全と平和を大切に市政をすすめること

今年 5 月のオバマ米大統領の演説や、9 月の国連安保理での核廃絶決議など、核兵器の廃絶と平和を願う国際世論の拡大を背景に、前向きの変化が生まれています。

北九州市は、準被爆都市であるとともに、アジア外交の玄関口として重要な地域に位置しており、平和と市民のいのちを守る市の積極的な取り組みが求められています。

同時に、本市で相次いでいる発砲事件は、市民の安全をおびやかすとともに、本市の対外的なイメージを大きくダウンさせています。

市民のいのち、財産、安全を守る自治体の使命にもとづき、犯罪の防止・抑止、暴力追放の取り組みは極めて重要です。市民の間に広がっている暴力追放世論をしっかりと受け止め、暴力団対策をいっそう強化することが急務となっています。

さらに、阪神・淡路大震災からやがて 15 年、福岡西方沖地震から 5 年が経過しようとしています。この間も中越沖地震など大きな被害をもたらす災害が続いており、なかでも本年 7 月の集中豪雨は本市にも深刻な被害を与え、改めて地震を含めた自然災害への備えと災害時の危機管理体制のありかたが問われています。

- (1) かつて原爆投下の目標となった準被爆都市として、戦争の惨禍を繰り返させない決意を示すために、早急に「非核平和都市宣言」を行うこと。核廃絶と平和を願う市民の声を代弁し、そのための積極的な施策を展開すること。
- (2) 憲法 9 条の改悪に反対するとともに、改悪された教育基本法の具体化に反対し、平和と人権を守ること。
- (3) 現在オブザーバー参加となっている「平和市長会議」に、正式加盟すること。被爆都市である広島市並びに長崎市の取り組みと協同して、核兵器廃絶への具体的な行動に踏み出すこと。
- (4) 平和推進のための基本条例を制定すること。同条例に基づいて、戦争の悲惨さを伝え、近現代の市の歴史を学び、平和教育にも役立てるための（仮称）「平和資料館」を設置し、学校現場での平和教育の推進、核兵器廃絶運動の促進等、平和と核兵器廃絶の声を発信すること。また、当面は『戦時資料展示コーナー』について、平和学習の促進や戦時資料研究など、その機能と役割を強化すること。
- (5) 米軍及び自衛隊基地の強化につながる在日米軍基地の再編に反対し、政府に自衛隊基地の撤去・縮小を求めること。

- ① 繰り返し引き起こされている米軍関係者の犯罪による治安悪化や、騒音や大気汚染、事故の危険拡大など、市民への悪影響が懸念されるため、政府に対し、航空自衛隊築城基地における米軍訓練の中止及び緊急時の普天間飛行場の代替施設としての同基地の使用と、そのための施設の整備を中止するよう求めること。また、「ミサイル防衛」の地上配備型システムによって、航空自衛隊芦屋基地に配備された未完成兵器・PAC3ミサイルについて、その撤去を要求すること。
- ② 航空自衛隊芦屋基地に対して、住宅地上空での旋回訓練の中止を求めること。また、旋回訓練エリア内の小・中学校等の防音工事を促進 すること。
- ③ 政府に対し、市民の憩いの場である公園や市街地での防災訓練等の名目による軍事演習の中止を求めること。
- ④ 北九州空港及び周辺空域の軍事利用につながる、航空自衛隊築城基地への低高度管制の委託をやめるよう、政府に要請すること。
- ⑤ 陸上自衛隊曾根訓練場に置かれている都市型訓練施設は、住宅街にふさわしくない市街地での戦闘訓練のための施設であり、政府に対しその撤去を求めること。
- ⑥ 北九州港への自衛艦や米軍艦船等の入港拒否を明確にすること。また、政府に対して北九州空港において米軍航空機等の離発着は認めないよう求めること。
- (6) あらゆる暴力を許さない取り組みを推進すること。とりわけ、福岡県警察とも連携して、暴力団追放運動をいっそう強化し、公共事業への暴力団の介入を排除する対策を徹底すること。民事暴力相談センターの存在を市民に周知し、活用をすすめること。
- (7) 地震、台風、豪雨など自然災害への十分な備えを行なうこと。
 - ① 木造戸建て住宅の耐震改修工事の現行補助基準を緩和し、旧耐震木造住宅すべてを対象とし、居間、寝室等の簡易耐震工事にも助成を広げること。
 - ② 全ての公共施設の耐震診断を早期に実施し、改修計画を具体化すること。
 - ③ マンションの耐震診断・工事の負担軽減のため、助成制度を改善すること。
 - ④ 市内急傾斜地及び高潮等による災害について、防止対策を強化すること。
 - ⑤ 民有地のがけ地防災対策においては、がけ崩れ対策への支援のための無利子融資を含めて、横浜市のような支援について早急に実現すること。
 - ⑥ 合流式下水道の改善をはかること。
 - ⑦ 紫川ダムの計画を中止し、福岡県との協議のもとに治水対策として河川改修工事を早急に実施すること。並行して、市が管理する河川における溢水対策にも万全を期すこと。
- (8) 火災の危険や、少年非行の温床となることなどが懸念されている老朽廃屋について、これまでの調査結果にもとづいて、市の関係部局が情報を共有し、連携して危険や災害を防止する対策をとること。
- (9) 市民を犯罪被害から守る安全・安心な街づくりをすすめるために、防犯灯の増設と老朽化した器具の更新を促進すること。そのために、防犯灯の設置及び維持管理費は、全額公費負担とすること。

■市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動を支援すること

- (1) 小倉南区に地区図書館を設置すること。バリアフリー化を含めた全面改修、建て替えなど、既存図書館の改善を早急に実施すること。図書館、博物館などの社会教育施設を直営に戻し、必要な予算と人員を確保して、運営を充実させること。
- (2) 市民センターの開館日・時間を拡大し、日曜日・国民の祝日も使用できるよう改善するとともに、各施設のバリアフリー化をすすめること。
- (3) 市民要望の強い地域においては、市民サブセンターの新設を積極的にすすめること。
- (4) 文化・スポーツ予算を大幅に増やし、誰でも文化・スポーツに親しみ、楽しめるよう施設を拡充すること。市内の市民会館や生涯学習センター、文化ホールなどの整備、改修をすすめるとともに、学校施設を開放するなど、利便性の向上や地域住民が利用できる施設を増やすこと。
- (5) 空き店舗施設の活用など、市民が身近なところで音楽や演劇などを鑑賞し、自ら練習・発表できる場の確保などを支援すること。
- (6) 市民の財産である市内の伝統文化・芸能・まつり等の保存・継承・振興のために、支援を強めること。
- (7) 乱開発から文化遺産を保護するため、調査・保存対策をすすめること。
- (8) 北九州市に一定期間滞在する外国人や定住者、その子女、帰国子女等、日本語に関してハンディを負っているすべての人たちに、地域生活に関する情報と当面必要な日本語教育の機会を保障すること。

■男女平等、女性の地位向上の推進のために

女性の地位向上をはかり、男女平等を推進するために、憲法と女子差別撤廃条約、および「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、施策が進められています。「北九州市男女共同参画基本計画第2次」（2009年3月策定）は前基本計画の策定以降の「次世代育成支援対策推進法」、「改正育児・介護休業法」、「改正男女雇用機会均等法」、「改正DV法」等の整備を踏まえ、「女性の参画加速プログラム」や「ワーク・ライフ・バランス」の視点や新分野への取り組みなどが強化されました。広く市民、女性団体の意見を活かした施策の実効性が求められます。

- (1) 地元からの女性副市長を登用し、総合的な男女平等のための施策を推進すること。
- (2) 市政に関する企画・立案部門をはじめ、広く女性幹部職員の登用率を高めること。
- (3) 各種審議会委員の任用にあたっては、女性団体に広くよびかけ透明な基準で女性の登用を促進すること。
- (4) 「改正」男女雇用機会均等法に基づき、女性への採用差別や賃金格差、妊娠・出産による退職強要や昇給・昇進差別などをなくすよう、関係機関と連携して、企業への働きかけを強めるとともに、相談・救済のための対策をすすめること。
- (5) 民間の職場を含めて「セクシャル・ハラスメント」防止対策を徹底するよう働きかけ

るとともに、相談体制の充実を図ること。

- (6) DV法、ストーカー規制法などにもとづき、相談体制の充実、シェルター設置など被害者の自立支援体制を強化し、女性への暴力根絶に取り組むこと。あわせて、民間支援団体への助成金の充実など、支援を強めること。
- (7) 母子寮の整備・増設をすすめること。
- (8) 学校教育を通して男女平等の教育を徹底し、性別役割分担意識や男女差別をなくす積極的な学習内容への改善に努めること。また男女混合名簿の推進を図ること。
- (9) 所得税法第56条を廃止するよう、国に強く求めること。

■市民に開かれた公正で民主的な行政運営を行うこと

厳しい経済情勢と社会保障切り捨ての「構造改革」政治がもたらした生活苦が、多くの市民を襲っており、市民生活を守る市のキメ細かな政策が求められています。

また、採算のとれないハコ物、市民の役に立たない事業への税金投入に、市民の厳しい目が注がれており、市民に開かれたガラス張りの行政の実現と、誰もが納得できる税金の使い方への改革が必要です。

そのために、市の公共工事や各種事業の実施にあたっては、関係者の意見をよく聞き、住民合意を十分にはかりながらすすめることが求められています。

- (1) 自治基本条例制定にあたっては、市民の意見を十分反映させる手立てをとること。
根本理念として「市民が主役」の市政運営をすえるとともに、住民投票制度等の市民の権利と行政の公的責任を明確に規定するなど、先進的な内容とすること。
- (2) 1期4年の任期満了の度に、約3,800万円が支給されている市長の退職金制度を、完全に廃止すること。
- (3) 「行財政改革」の名で、市の公共料金の安易な引き上げは行わないこと。今年度改訂された水道料金の体系については、一人暮らしの高齢者等の小口使用者に配慮した料金体系への更なる見直しを行うこと。
- (4) 市民に開かれた公正で民主的な行政運営を行うこと。
 - ① 市民の個人情報保護と情報の悪用を防ぐため、住民基本台帳ネットワークシステム（＝住基ネット）の凍結・中止を政府に求めること。また、住基ネットへの登録について、個々の市民に選択する自由を保障すること。
 - ② 市職員の資質・専門性の向上を図ること。職員間のコミュニケーションの向上、連携強化など、職場環境の改善をはかること。公益通報制度の適切な活用を通じて、不祥事防止を徹底すること。市職員の長時間・過密労働を改善し、成果主義賃金導入を中止すること。市職員8,000人体制に向けた職員削減計画は、市民サービスを直接担う部門の人員削減による行政責任の後退につながるものであり、計画を中止すること。
 - ③ 市税及び国保料など税外債権の徴収率向上のために設置された東部及び西部の市税事務所について、市民の利便性やサービスの低下、及び強権的な徴収、並びに職

員の労働強化を引き起こさないよう、業務の検証を行うとともに、必要に応じて改善すること。また、市民税の徴収猶予、減免制度を市民に周知すること。

- ④ 各種審議会の委員構成は、公募による市民の割合を増やし、原則として委員会を全面公開すること。
- ⑤ 市政上の重要な課題、地域や市民生活に重大な影響を及ぼす問題について、市民が意思を表明する機会を保障するため、永住外国人を含む18歳以上の住民投票制度の創設を検討すること。
- ⑥ 法的根拠を失っている同和行政は直ちに“終結宣言”を行い、全面的に終結させること。
- ⑦ 指定管理者が運営している公共施設については、その設置目的が十分に果たせるよう、情報公開を徹底し、運営の透明性、市民の利便性を確保すること。
- (5) 各区の特性を生かした施策をすすめるため、各区役所の機能と裁量を拡大するとともに、それを保障するため予算の増額をはかること。
- (6) 市民が気軽に問い合わせできるように、市役所に代表電話を設置すること。
- (7) 市民の参画を保障するため、監査委員の選出に準公選制の導入を検討すること。
- (8) 市民団体や住民組織の意向を市政に反映させるため、(仮称)「お出かけ市長室」などを通じて市民との日常的な対話をすすめること。また、正確な情報を市民に広報するため、情報公開をさらに徹底すること。
- (9) 永住外国人の地方参政権を保障するため、政府に制度改善を要請すること。
- (10) 悪徳商法や、振り込め詐欺、多重債務などの被害から市民を守るため、相談体制を充実すること。
- (11) 外郭団体の組織・業務を抜本的に見直して整理・縮小し、情報公開を徹底すること。
なお、外郭団体が雇用している職員については、再就職の斡旋など誠意をもって対応すること。
- (12) 町内会等への「市政だより」配付等の委託事業について、委託料を増額するとともに、町内会等の未加入者についても行政情報が届くよう改善すること。
- (13) 身近な市の制度や施設を紹介している「市政ガイドブック〜くらしの便利情報」は、発行の都度、障害者・高齢者などの要援護世帯に直接届くよう手立てをとること。

以上、要望します。